

## アーティストバンクこだいらの運用に関する要綱

平成29年8月14日 制定

令和2年7月1日 改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は「アーティストバンクこだいら」の運用に当たって必要な事項を定めるものです。

### (「アーティストバンクこだいら」の目的)

第2条 「アーティストバンクこだいら」は、プロ及びアマチュアのアーティストやパフォーマーからの応募を受け、「登録アーティスト」として登録し、地域の様々な行事や催し物等のイベントへ、その主催者の依頼に応じて、公益財団法人 小平市文化振興財団(以下、財団という。)が無料で登録アーティストを紹介及び情報提供することで、地域人材の活用と地域活性化に貢献することを目的とするものです。

### (「アーティストバンクこだいら」の利用)

第3条 「アーティストバンクこだいら」の利用は、行事や催し物等のイベントの主催者(以下、「利用者」という。)が財団に連絡をし、登録アーティストの紹介及び情報提供を依頼した時点で開始するものとします。また、利用開始時点で利用者が本要綱の内容に同意したものとみなします。

2 「アーティストバンクこだいら」の利用に際しては以下の事項を遵守してください。

- (1) 財団は登録アーティストの紹介及び情報提供のみを行い、利用者が出演交渉をする際は、財団を仲介せず、登録アーティストと直接行うこと。
- (2) 出演を依頼する登録アーティストには日時、場所、報酬、交通費及び宿泊費等の出演条件を必ず明示すること。
- (3) 以下の行為、または、それらを誘発、準備、支援する行為をしないこと。

- ① 法令に違反する行為
- ② 公序良俗に反する行為や他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となるような行為
- ③ 財団の活動を妨害する行為
- ④ その他財団が不適切と認める行為

3 前項の規定に抵触しない範囲であれば、営利を目的とした利用も可能です。

### (登録アーティストの応募資格・条件)

第4条 応募することができるアーティスト及びパフォーマーは、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) クラシック、ジャズ、ポップスなどの楽器演奏やコーラス・声楽などの音楽演奏を行う方
- (2) バレエ、コンテンポラリーダンス、フラダンス、ストリートダンス、日舞などの各種ダンスや舞踊を行う方
- (3) 演劇、一人芝居、朗読を行う方
- (4) 大道芸、パントマイム、ジャグリング、マジックなどのパフォーマンスや身体表現、落語、講談などの演芸を行う方
- (5) 地域に伝わる伝統芸能を行う方
- (6) その他、財団がアーティストバンクこだいらに登録するにあたってふさわしいと認める方

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募をお断りします。

- (1) 政治又は宗教的目的を持って活動しようとする方
- (2) 公序良俗に反する方、又は青少年の健全な育成を阻害する恐れのある方
- (3) 暴力団及びこれに準じる団体が関わっていると認められる方
- (4) 財団および他の登録アーティストの品位を傷つける恐れのある方
- (5) その他、財団がアーティストバンクこだいらに登録することが不適当と判断する方

### (応募)

第5条 登録アーティストの応募者は別紙の「アーティストバンクこだいら登録申請書」に必要な事項を記入の上、CDやDVDなど活動内容が把握できるものを添えて、郵送又は持参で財団へ提出することとします。なお、提出された書類、音源、資料等は原則返却しないものとします。

2 提出された書類と資料等により、財団事務局内で審査を行い、登録者を決定いたします。なお、審査内容及び結果等に関するお問い合わせには応じられません。審査結果は審査後すみやかに応募者に連絡し、登録アーティストとして登録される応募者には登録証を発行します。

### (登録)

第6条 登録に係る手数料は無料とします。

2 登録アーティストの情報は、登録アーティストと財団との合意の範囲内で、財団のホームページで公開します。

3 応募者が18歳未満の方である場合は、応募にあたって保護者の同意が必要です。

(登録の抹消)

第7条 登録は、登録アーティスト本人が申し出ることにより、抹消できます。

2 登録した後に、第4条第2項に該当することが明らかになった場合のほか、登録アーティストとしてふさわしくないと判断した以下のような場合には、登録を取り消します。

(1) 登録アーティストが文化芸術活動を行わなくなったとき。

(2) 登録した情報のうち、活動の内容や形態、住所など、利用者に大きく影響を与える事項について、その変更から相当期間内に財団へ届け出がなかったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、財団が登録抹消をする必要があると認めたとき。

(登録の期間)

第8条 登録期間は3年度を限度とします。

2 財団は、登録アーティストの活動実態に基づき、前条の登録の抹消に該当しない登録アーティストについては、登録期間を自動で3ヵ年更新し、以後も同様とします。

(紹介及び情報提供)

第9条 財団は、利用者である地域の様々な行事や催し物等の事業主催者の要望に応じて、登録アーティストの紹介及び情報提供します。

2 財団による紹介及び情報提供後は、登録アーティストと利用者との相互の打合せや話し合い等により必要事項を決定し、双方が相応の責任を持って行動することとします。従って、出演に係わる日時、場所、報酬、交通費及び宿泊費等の必要条件の詳細の決定や結果等については、財団は関与しません。

(個人情報の保護)

第10条 利用者の個人情報については、法令で認められた場合、または、「アーティストバンクこだいら」の目的の範囲内で、かつ、利用者の承諾を得た場合を除き、第三者に提供いたしません。

2 「アーティストバンクこだいら」での紹介及び情報提供、事業活動等により知り得た個人情報の取り扱いについて、財団、利用者及び登録アーティストは、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法規に従って、適切に取扱い保管することとします。

(要綱の変更)

第11条 本要綱は利用者や登録アーティストの承諾を要せず、随時変更できるものとします。

ただし、個人情報の取扱いを変更する場合は利用者及び登録アーティストに事前に通知し、同意を得た上で変更することとします。